

償却資産(固定資産税)の耐用年数の変更について

平成 20 年度税制改正において、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」が一部改正され、特に、機械及び装置については区分と耐用年数が全面改正されました。

省令改正による耐用年数の変更があった資産を所有されている方は、改正後の耐用年数に変更する申告が必要です。申告がまだの方は、耐用年数の変更を申告してください。

- 改正後の耐用年数は、決算期等に関係なく、過去に申告いただいた償却資産も含めて、所有するすべての償却資産に適用されます。
- 資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いて再評価するものではありません。

【申告方法】

省令改正により耐用年数に変更となる資産については、種類別明細書（増加資産・全資産用）（緑色）に必要事項を記載し、申告してください。

平成 20 年 1 月 2 日以後に取得した資産については、改正後の耐用年数を記載してください。

平成 20 年 1 月 1 日以前に取得した資産については、市が送付した資産明細書から資産コードを転記し、摘要欄に「省令改正による耐用年数変更」と記載してください。

増加事由が申告もれ・移動の場合については、摘要欄に増加事由と改正前の耐用年数を記載してください。

全資産申告（企業電算申告）を行っている場合、ご利用のシステムの計算方法が前年度の評価額を基礎に計算するものとなっているか確認する必要があります。

記入例

平成 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名又は名称		1	1	第二十六号様式別表一
所有者コード		1. 初めて申告される方は、申告すべき全資産について記入してください。 2. 前年度以前から申告されている方は、新たに取得した資産のみ記入してください。										豊岡工業株式会社		1	1	1
行番	資産コード	資産の種類	資産の名称等 (カタカナで記入してください)	数 量	取得年月 3 昭和 4 平成	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	1 増 加 2 移 動 3 ④ 4 ⑤	摘要	1	1
01		2	キングセイビンセイノウセツビ	1	4 21 10	7 900 000	10					①② 3-4				
02	0200408	2	フライパン	1	4 19 8	8 000 000	10					1-2 3-④	省令改正による 耐用年数変更			
03		2	ボールパン	1	4 10 4	4 500 000	10					1-2 3-④	申告もれ、前12年			
04												1-2 3-4				

市が送付した資産明細書から転記してください。

改正後の耐用年数を記載してください。

必ず記入してください。

【評価額の計算方法】

平成 20 年 1 月 1 日以前に取得した資産

平成 21 年度の評価額 = 平成 20 年度の評価額 × (1 - 改正後の減価率)

平成 22 年度の評価額 = 平成 21 年度の評価額 × (1 - 改正後の減価率)

平成 20 年 1 月 2 日以後に取得した資産

平成 21 年度の評価額 = 取得価額 × (1 - 改正後の減価率 / 2)

平成 22 年度の評価額 = 平成 21 年度の評価額 × (1 - 改正後の減価率)

既存資産の計算例

< 前提条件 > ■ 資産区分: 別表第二「16 金属製品製造業用設備」の「その他の設備」
 ■ 耐用年数: 12 年 → 10 年
 ■ 取得年月: 平成 19 年 8 月 ■ 取得価額: 8,000,000 円

耐用年数 12 年の減価率の 2 分の 1 の率 (0.088) で評価

$8,000,000 \text{ 円} \times (1 - 0.175 / 2)$

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
取得価額 / 前年度評価額	8,000,000	7,296,000	5,793,024	4,599,661	3,692,130
控除額	704,000	1,502,976	1,193,363	907,531	760,579
評価額	7,296,000	5,793,024	4,599,661	3,692,130	2,931,551

耐用年数 10 年の減価率 (0.206) で取得価額の 5% まで評価
 $\text{前年度評価額} \times (1 - 0.206)$

注) 省令に基づかない耐用年数 (適用誤り) の変更については、資産の取得時に遡って再評価します。

【耐用年数が改正された資産の例】

- | | | |
|---------------------|------|------|
| ● 厨房設備..... | 9 年 | 8 年 |
| ● デジタル印刷システム設備..... | 10 年 | 4 年 |
| ● クリーニング設備..... | 7 年 | 13 年 |